

【介護分】事業概要

○ 介護職員処遇改善支援事業

(1) 対象事業所

表 1 に掲げるサービス類型の介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を含む。以下「介護サービス事業所等」という。）であって、基準月において処遇改善加算（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）を算定しており、かつ「令和 6 年度介護人材確保・職場環境改善等事業の実施について」（令和 7 年 2 月 7 日付け老発 0207 第 3 号厚生労働省老健局長通知）の別紙「令和 6 年度介護人材確保・職場環境改善等事業 実施要綱」（以下「介護分の国実施要綱」という。）の「6 補助金の要件」を満たすものとする。

※ 基準月は、原則として、令和 6 年 12 月とする。12 月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和 7 年 1 月、2 月又は 3 月の任意の月を対象月とすることができる。ただし、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和 7 年 3 月末日までに生じ、令和 7 年 4 月 10 日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映することとする。

※ 基準月において処遇改善加算（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）を取得していない場合であっても、令和 7 年 4 月 1 日まで（体制届出の提出期限が令和 7 年 4 月 15 日まで延長された場合には、4 月 15 日まで）に令和 7 年度の処遇改善加算の取得に係る体制届出をしていれば、本事業の対象とする。また、国実施要綱 8（1）の計画書の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている事業所等は、本事業の対象外とする。

※ （介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援については、本事業の対象外とする。

※ 介護予防・日常生活支援総合事業については、旧介護予防訪問介護等に相当するサービス（市町村が定める基準であって、介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 1 号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）に加え、サービス A（市町村が定める基準であって、介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 2 号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）のうち、市町村において処遇改善加算（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）に相当する加算が設けられている場合においても、当該加算を算定している場合に限り、本事業の対象とする。

(2) 対象者

本事業を活用して賃金改善を行う場合の対象者は、(1) に勤務する介護職員とする。また、介護サービス事業所等において、介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。

(3) 補助金の要件

本事業の対象となる事業所等を運営する介護サービス事業者又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業の事業者を含む。以下「介護サービス事業者等」という。）は、職

場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していなければならない。

- ア 介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
- イ 業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）
- ウ 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担（介護助手の活用等）の取組

(4) 補助対象経費

ア 職場環境改善経費

介護サービス事業者等は、補助額に相当する職場環境改善の取組の経費に充てることができる。当該職場環境改善経費には、介護助手等を募集するための経費及び職場環境改善等（例えば、処遇改善加算の職場環境等要件の更なる実施）のための様々な取組を実施するための研修費等の経費が含まれる。介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の対象経費に充当することはできない。

イ 人件費

介護サービス事業者等は、補助額に相当する介護職員等（介護職員以外のその他の職員を賃金改善の対象としている介護サービス事業所等については、その他の職員を含む。以下同じ。）の人件費（手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。））の改善に充てることができる。この際、ベースアップ（賃金表の改定により基本給又は毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げることをいう。）に充てられることは想定していないが、各事業者の経営判断として、各種の生産性向上・職場環境改善等の取組の効果により、持続的な賃上げ余力が生じることを見越して、それまでの間のつなぎの原資とすることまで一概に妨げられるものではない。

※ 介護サービス事業者等は、補助金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、人件費改善の対象とした職員の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。

(5) 交付額

$a \times b$ （1円未満の端数切り捨て）

a 一月当たりの介護総報酬（一月当たりの介護報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。）に、1単位の単価を乗じたもの。）。対象月の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む。

b サービス類型別交付率（別表第1）

(6) 対象者数

約 500 法人（推計）

(7) 交付スキーム

ア 県は、介護サービス事業所等に対し、所管の広域振興局等を通じて、事業案内及び事業の申請開始を周知する。

※ 申請は、介護サービス事業所等を運営する法人（以下「各法人」という。）単位とする。また、申請様式は県ホームページに掲載し、各法人においてダウンロードすることとする。

- イ 各法人は、申請書等を県へ提出する。
- ウ 県は、申請書等を審査の上、申請者である法人に対し、交付決定通知を発送する。
- エ 各法人は、県に対して岩手県国民保険団体連合会（以下「国保連」という。）が算定した交付額を請求する。
- オ 県は、国保連が算定した交付額を法人に対して支払う。
- カ 各法人は、変更交付申請書等を県へ提出する。（国保連算出額に合わせた変更交付申請）
- キ 県は、申請書等を審査の上、申請者である法人に対し、変更交付決定通知を発送する。
- ク 各法人は、事業完了後、県に対し、実績報告書及び請求書を提出する。
- ケ 県は、実績報告書及び請求書を審査し、各法人に対し、決定した交付額を法人に対して支払う。

(8) 交付スケジュール

実施期間	内容
令和7年4月1日 ～令和7年4月15日	法人からの申請書受付
令和7年4月上旬 ～令和7年5月中旬	申請書の審査、交付対象事業所リストの作成
令和7年6月中旬以降～	県から交付決定通知の発送
令和7年6月下旬以降～	県から交付額の支払い（前金払）
令和7年7月 ～令和7年12月	法人からの変更交付申請（国保連算出額）の受付・審査 県から変更交付決定通知の発送 法人からの実績報告書及び請求書受付・審査
令和7年10月 ～令和7年12月	県から変更交付額の支払い（精算払）

表1 介護保険事業費補助金（介護人材確保・職場環境改善等事業）対象サービス類型別交付率

サービス区分	交付率
訪問介護	10.5%
夜間対応型訪問介護	10.5%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10.5%
（介護予防）訪問入浴介護	6.3%
通所介護	6.4%
地域密着型通所介護	6.4%
（介護予防）通所リハビリテーション	5.5%
（介護予防）特定施設入居者生活介護	7.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	7.4%
（介護予防）認知症対応型通所介護	13.2%
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	8.4%
看護小規模多機能型居宅介護	8.4%
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	11.3%
介護福祉施設サービス	8.3%
地域密着型介護老人福祉施設	8.3%
（介護予防）短期入所生活介護	8.3%
介護保健施設サービス	4.3%
（介護予防）短期入所療養介護（老健）	4.3%
介護医療院サービス	2.7%
（介護予防）短期入所療養介護（病院等・医療院）	2.7%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。